

給付金の直接支払サービスのお取扱条件について（先進医療特約等）

先進医療特約等（※1）における給付金の直接支払サービスをご利用いただくにあたり、次の（1）～（6）の条件を満たす必要があります。

（※1）先進医療特約、先進医療特約（引受基準緩和型）またはがん先進医療特約をいいます。

（1）次の①または②のいずれかを満たすこと

①先進医療特約または先進医療特約（引受基準緩和型）にご加入の場合
第1回照射日が、特約の責任開始日から1年以上経過していること

②がん先進医療特約にご加入の場合
治療の原因となったがんに対して、主契約（※2）の給付金が支払われていること

（※2）がん先進医療特約が付加された次のいずれかの保険契約をいいます。

- ・あんしんがん治療保険（がん治療保険（無解約返戻金型））
- ・がん診断保険R（がん診断保険（無解約返戻金型）健康還付特則 付加）
- ・がん治療支援保険NEO（がん治療保険支援保険NEO（無解約返戻金型））
- ・がん治療支援保険

（2）お客様のご契約が先進医療の受療を開始する時点で有効であり、主契約に付加された先進医療特約等の先進医療給付金のお支払事由に該当すること

（3）先進医療給付金の受取人が被保険者であり、被保険者本人からのご請求であること

（4）先進医療給付金のお支払いにあたり、事実の確認（調査）の対象ではないと判断できること

（5）お支払いする先進医療給付金から未払込保険料が相殺される、または特別条件（給付金削減支払法）が適用されており給付金が削減される等がなく、先進医療給付金の全額をお支払いできること

（6）第1回照射日前に、給付金の直接支払サービスのご利用について弊社が承諾していること

以上